総務委員会資料

令和３年２月２２日

企画部企画調整課

第１０号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の理由

　長期基本計画に掲げる施策を着実に実施するため、総務部および地域振興部の分掌事務を一部変更する。

1. 改正の内容

　別紙新旧対照表のとおり

1. 施行期日

　令和３年４月１日

４．組織図（案）

| 　 | ＜新＞ | ＜旧＞ | 組織改正の主な理由 |
| --- | --- | --- | --- |

| 総　務　部 | 総務課　総務係　文書係　秘書担当（主査）制　**平和・国際担当(主査)【統合】****自治体連携担当(主査)【統合】** | 総務課　　総務係　　文書係　　秘書担当（主査）制　　平和担当（主査）　　自治体連携担当(主査)　 | 平和事業、国際交流事業および自治体間の連携事業を一体的に進めるため。 |
| --- | --- | --- | --- |
| 地　域　振　興　部 | 地域活動課**【廃止】**生活安全担当**【廃止】**　庶務係　　　地域支援係統計係**【移管】**協働推進係**【移管】**生活安全担当（主査）**【廃止】** | 地域活動課協働・国際担当生活安全担当しながわ活力応援給付金担当　　庶務係　　　　地域支援係統計係市町村交流担当（主査）協働推進係国際担当（主査）生活安全担当（主査）　　しながわ活力応援給付金担当（主査）制 | 係の移管、事業の終了による。 |

品川区組織条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （趣旨） | （趣旨） |
| 第１条　この条例は、品川区における自律的かつ効率的な組織運営を行うため、部の設置および分掌事務について必要な事項を定めるものとする。 | 第１条　この条例は、品川区における自律的かつ効率的な組織運営を行うため、部の設置および分掌事務について必要な事項を定めるものとする。 |
| （設置） | （設置） |
| 第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第１項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 | 第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第１項の規定に基づき、区長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 |
| 企画部 | 企画部 |
| 総務部 | 総務部 |
| 地域振興部 | 地域振興部 |
| 文化スポーツ振興部 | 文化スポーツ振興部 |
| 子ども未来部 | 子ども未来部 |
| 福祉部 | 福祉部 |
| 健康推進部 | 健康推進部 |
| 都市環境部 | 都市環境部 |
| 防災まちづくり部 | 防災まちづくり部 |
| （分掌事務） | （分掌事務） |
| 第３条　部の分掌事務は、次のとおりとする。 | 第３条　部の分掌事務は、次のとおりとする。 |
| 企画部 | 企画部 |
| (1)　区政の企画および総合調整に関すること。 | (1)　区政の企画および総合調整に関すること。 |
| (2)　行政組織および事務管理に関すること。 | (2)　行政組織および事務管理に関すること。 |
| (3)　財政に関すること。 | (3)　財政に関すること。 |
| (4)　施設の整備に関すること。 | (4)　施設の整備に関すること。 |
| (5)　広報および広聴に関すること。 | (5)　広報および広聴に関すること。 |
| (6)　情報システムの整備および運用に関すること。 | (6)　情報システムの整備および運用に関すること。 |
| (7)　特命事項に関すること。 | (7)　特命事項に関すること。 |
| 総務部 | 総務部 |
| (1)　区議会に関すること。 | (1)　区議会に関すること。 |
| (2)　平和および国際化の推進に関すること。 | (2)　平和に関すること。 |
| (3)　条例の立案その他法規に関すること。 | (3)　条例の立案その他法規に関すること。 |
| (4)　人権啓発および男女共同参画に関すること。 | (4)　人権啓発および男女共同参画に関すること。 |
| (5)　職員の人事および福利に関すること。 | (5)　職員の人事および福利に関すること。 |
| (6)　財産および契約に関すること。 | (6)　財産および契約に関すること。 |
| (7)　区税に関すること。 | (7)　区税に関すること。 |
| (8)　危機管理に関すること。 | (8)　危機管理に関すること。 |
| (9)　他の部に属しないこと。 | (9)　他の部に属しないこと。 |
| 地域振興部 | 地域振興部 |
| (1)　地域活動および協働の推進に関すること。 | (1)　地域活動および協働の推進に関すること。 |
| (2)　生活の安全に関すること。 | (2)　生活の安全に関すること。 |
|  | (3)　国際化の推進に関すること。 |
| (3)　戸籍および住民の記録に関すること。 | (4)　戸籍および住民の記録に関すること。 |
| (4)　産業の振興に関すること。 | (5)　産業の振興に関すること。 |
| (5)　消費生活に関すること。 | (6)　消費生活に関すること。 |
| 文化スポーツ振興部 | 文化スポーツ振興部 |
| (1)　文化芸術および生涯学習の振興に関すること。 | (1)　文化芸術および生涯学習の振興に関すること。 |
| (2)　観光に関すること。 | (2)　観光に関すること。 |
| (3)　スポーツの推進に関すること。 | (3)　スポーツの推進に関すること。 |
| (4)　2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。 | (4)　2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。 |
| 子ども未来部 | 子ども未来部 |
| (1)　児童福祉に関すること。 | (1)　児童福祉に関すること。 |
| (2)　青少年の育成に関すること。 | (2)　青少年の育成に関すること。 |
| (3)　子育て支援に関すること。 | (3)　子育て支援に関すること。 |
| 福祉部 | 福祉部 |
| (1)　高齢者福祉に関すること。 | (1)　高齢者福祉に関すること。 |
| (2)　介護保険に関すること。 | (2)　介護保険に関すること。 |
| (3)　障害者福祉に関すること。 | (3)　障害者福祉に関すること。 |
| (4)　生活保護および生活困窮者自立支援に関すること。 | (4)　生活保護および生活困窮者自立支援に関すること。 |
| (5)　その他社会福祉（他の部に属するものを除く。）に関すること。 | (5)　その他社会福祉（他の部に属するものを除く。）に関すること。 |
| 健康推進部 | 健康推進部 |
| (1)　保健衛生に関すること。 | (1)　保健衛生に関すること。 |
| (2)　国民健康保険および後期高齢者医療に関すること。 | (2)　国民健康保険および後期高齢者医療に関すること。 |
| (3)　国民年金に関すること。 | (3)　国民年金に関すること。 |
| (4)　保健所に関すること。 | (4)　保健所に関すること。 |
| 都市環境部 | 都市環境部 |
| (1)　都市計画に関すること。 | (1)　都市計画に関すること。 |
| (2)　都市開発に関すること。 | (2)　都市開発に関すること。 |
| (3)　都市景観に関すること。 | (3)　都市景観に関すること。 |
| (4)　密集市街地の整備に関すること。 | (4)　密集市街地の整備に関すること。 |
| (5)　住宅に関すること。 | (5)　住宅に関すること。 |
| (6)　建築に関すること。 | (6)　建築に関すること。 |
| (7)　環境に関すること。 | (7)　環境に関すること。 |
| (8)　清掃およびリサイクルに関すること。 | (8)　清掃およびリサイクルに関すること。 |
| 防災まちづくり部 | 防災まちづくり部 |
| (1)　道路に関すること。 | (1)　道路に関すること。 |
| (2)　公園および緑化に関すること。 | (2)　公園および緑化に関すること。 |
| (3)　河川、水辺および下水道に関すること。 | (3)　河川、水辺および下水道に関すること。 |
| (4)　交通安全に関すること。 | (4)　交通安全に関すること。 |
| (5)　防災に関すること。 | (5)　防災に関すること。 |
|  |  |
| 付　則 |  |
| この条例は、令和３年４月１日から施行する。 |  |